

是正又は改善を要する事項

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	社会福祉法人栄和会 ゆもと児童クラブ	
監査実施年月日	令和7年6月19日(木)	
事 項	内 容	根 拠
職員の配置について	土曜日の開所時間について、運営規程では午前8時から午後6時までと規定しているが、令和7年4月5日土曜日については、午前11時から正午の時間帯が補助員1人のみの配置となっていた。 市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つのクラブごとに、最低でも2人以上(うち1人は補助員でも可)を配置しなければならないと定められている。 これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。 職員の配置基準を満たしていない日については開所日とすることはできない。	いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第2項 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について当該放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。